

JIS

文書の受領プロセス

JIS Z 6016 : 2026

(JIIMA/JSA)

令和 8 年 2 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	田 辺 新 一	早稲田大学
(委員)	安 部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	江 坂 行 弘	一般社団法人日本自動車工業会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	奥 野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	片 山 英 樹	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	鐘 築 利 仁	一般財団法人日本規格協会
	鎌 田 敏 郎	大阪大学
	倉 片 憲 治	早稲田大学
	越 川 哲 哉	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	小 山 明 男	明治大学
	是 永 敦	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	椎 名 武 夫	千葉大学
	寺 家 克 昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	高 津 章 子	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	高 辻 利 之	一般社団法人日本計量機器工業連合会
	田 淵 一 浩	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	俵 木 登美子	一般社団法人くすりの適正使用協議会
	水 流 聡 子	東京大学
	廣 瀬 道 雄	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	細 谷 恵	主婦連合会
	増 井 慶次郎	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	山 内 正 剛	国立大学法人信州大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 15.11.20 改正：令和 8.2.20

官 報 掲 載 日：令和 8.2.20

原 案 作 成 者：公益社団法人日本文書情報マネジメント協会

(〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 2-19 ライダーズビル TEL 03-5244-4781)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 田辺 新一)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 一般	3
4.1 受領	3
4.2 受領プロセス	3
4.3 文書の受領プロセスに関するリスク	5
4.4 受領プロセスに対する要求事項	5
4.5 取扱い文書のメタデータ	7
5 文書の受領プロセス	8
5.1 文書の取得又は生成	8
5.2 変換	8
5.3 文書の検証及び検査	11
5.4 文書の引渡し	12
5.5 保存運用への移行	12
附属書 A (規定) スキャニングした文書の仕様及び装置の設定	13
附属書 B (規定) スキャナの画像品質を確認するための検査項目及び検査方法	15
附属書 C (参考) “図 1-文書の取扱い過程” の対比関係	17
参考文献	18
解 説	19

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS Z 6016:2015** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

文書の受領プロセス

Process for receiving of document

1 適用範囲

この規格は、文書を取得し、処理に適した形式に変換する受領プロセスについて規定する。

受領プロセスは、文書の取得作業及び処理可能形式への変換作業及び処理プロセスへの引渡し作業から構成される。また、受領プロセスで取り扱った文書及び経緯情報の保存運用への移行、文書の品質及び信頼性の確認を含む。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS Z 6015 電子文書管理用語

JIS Z 6017 電子化文書の長期保存方法

JIS Z 6020 文書管理—文書保存のための要求事項

ISO 12653-3, Electronic imaging—Test target for scanning of office documents—Part 3: Test target for use in lower resolution applications

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、**JIS Z 6015** による。

3.1

文書

情報及びそれが含まれている媒体

注釈 1 紙文書 (3.2)、マイクロフィルム文書 (3.3) 及び電子文書 (3.4) を含む。

(出典：JIS Q 9000:2015 の 3.8.5)

3.2

紙文書

紙に表記された文書 (3.1)

3.3

マイクロフィルム文書